

管理番号 188「介護保険制度における住所地特例の見直し」(提案団体:和歌山県)

提案団体からの見解(全文)

そもそも、今回の提案に関しましては、

- ・ 負担調整の手段として、住所地特例のみにこだわっていないこと、
- ・ 負担調整の対象についても、政府などが進めようとしている大都市から地方に移住する場合のみを考えており、地方の町村部から地方の中核都市に移住するようなケースは対象外と考えていること、
- ・ 今回の提案は、介護費用に係る地方負担分を問題視しているものであり、調整交付金で調整される介護保険料を問題視しているわけではないことを申し上げます。

この上で、今回の提案において問題としているのは、政府などが都市部から地方への高齢者の移住を進めようとしていますが、この移住する者に関して、若いときに、都市部の自治体に所得税などの多くの税金を納めた後、地方の自治体で施設整備を含め介護などに係る費用を負担する仕組みが不公平であると考えています。

確かに、その一部については、地方交付税で措置されています。

しかし、地方交付税の具体的な仕組みを見ていきますと、地方交付税の額については、「基準財政需要額」から「基準財政収入額」を差し引いた額とされており、このうち「基準財政需要額」には、高齢者の数などを踏まえた高齢者福祉に係る費用が見込まれていますが、その一方で、若いときに支払う多くの税金は、そのうち 75%しか「基準財政収入額」に見込まれていません。

したがって、大都市である A 自治体から地方である B 自治体へ的高齢者の移住が進めば進むほど、A は、B と比べて、この移住する者が「若いときに支払う**地方税**などの税金の額」から「移住後に支払う**地方税**などの税金の額」の差額の 25%分だけ得をするという不公平が生じます。

したがって、地方に移住する者の介護費用に係る地方負担分(都道府県 12.5%、市町村 12.5%)に関する都市部と地方との調整については、地方交付税で十分に措置されているとは考えておらず、留保財源率の見直しを求めるものではありませんが、引き続き、政府全体で高齢者の地方への移住支援を進めるのであれば、この不公平を改善する必要があると考えています。